

どう「学校づくり」につながるか

つくる会 県知事との懇談15分

田中正

8月17日、「ゆたかに学べる教育の実現をめざして高知市に小・中・高、寄宿舎のある県立の100名規模の知的障害特別支援学校をつくる会」(略称 つくる会)が長らく要求していた高知県知事との懇談が実現しました。

これは、昨年12月に「高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会」(以下 検討委員会)の審議まとめが発表され、現在そのまとめに基づいた具体的な施策や計画が検討、進行されていることに対して、今後設置予定の新たな学校に関する具体的な要望と「将来を見据えた技術的な改善、解消の方策」に関する要望を県知事に直接伝える場の設定を要望してきたことがやっと、待ちに待って実現したということです。

つくる会からは、防災や災害面からの不安や要望、「子どもに自立や生活する力をつ

けさせる」ためにも既存の寄宿舎の積極的活用を、小字部の設置・小字部からの教育を、などの要望として、県知事は「ハード面だけでなくソフト面でも課題がある。制約もあるが、いい形の学校、環境に近づけたら」と応えました。これからの活動が本切になってきます。

「つくる会」は、「50人規模の知的障害特別支援学校」設置には県教委特別支援教育課や県議会の動きを注視し、児童生徒当事者と保護者、家族の声や要望、学校や施設の教職員の見解も実現に向け働きかけながら、また高知県の特別支援学校の「将来を見据えた技術的な改善、解消の方策」と「一人ひとりに豊かな教育の実現」をこれからも目指して、活動していきますので、さまざまな意見や知恵をお寄せください。

理由で利用可能施設と判断、県議会総務委員会に提案、設置までのスケジュールも発表しています。(9月議会に実施設計の補正予算計上、令和3年4月、改修工事、令和4年4月開校予定)



川村喜美

「高教組幡多支部教研」(中止)への ご協力に感謝

現職組合員がこの8月22日に「高教組幡多支部教研」を計画し、高退協に可能な範囲での参加協力要請がきましたので、参加につきましてはくれぐれもご無理のないようにとの前置きで、幡多地域の高退協の会員の方々にお知らせさせていただきました。

教研内容は四万十診療所長の佐沼ドクターを講師に「コロナと学校」のテーマでした。会場探しでは幡多支部代表の森本宏先生にもアドバイスをいただきました。しかし、8月中旬に高知市での複数のコロナ感染が判明、学校教職員への集会や会食の自粛要請が強化されたことを受けて、現職組合員が計画した教研は急遽、中止となりました。中止の連絡が参加申込のあった方のみになり、多くの会員のみならず、「心配をおかけした」と感じます。コロナに心配もしながらも、数少なくなった現職との交流や励ます機会になればとの思いから、幡多の会員12名から参加申込や、問い合わせをいただきました。12名の方を始め、たくさんの方の皆さんの気持ちに感謝申し上げます。コロナ禍が終息し、以前のように幡多の高退協の会員で、又々集い喜びあう、歓喜に溢れた交流会ができる日を楽しみにしています。

ビキニ労災訴訟裁判はじまる

橋元陽一

ビキニ核被災の救済を求める新たなたたかいが始まりました。県内の8人の若き弁護士らの支援を受け、12名の元漁船員・遺族と親族2名の原告が第一陣となり、今年3月30日に高知地裁に提訴し、さらに元漁船員6名が新たに原告として加わります。

7月31日に第一回口頭弁論が行われ、8人の弁護士、支援者とともに入廷し、原告を代表して原告団長の下本節子さんと増本美保さんが意見陳述しました。

今回の口頭弁論では、被告の協会健保側が高知地裁から東京地裁に提訴手続きの「移送申立」を提出したので、その取扱いについて協議することになりました。形式的には行政処分取消しの裁判を担当するのは東京地方裁判所ですが、これに対して原告弁護士は、提訴した多くの原告

は高知在住で高齢であること、原告が乗船し作業中に被災し

たのは高知船籍のマグロ船であることから、裁判を高知地裁で行うように主張する反論書を、8月31日までに提出します。それを受けて高知地裁が裁判をどちらで行うかを判断します。

「二つの裁判のたたかい」ビキニ労災訴訟は二つの裁判をたたかいます。一つは全国健康保険協会船員保険部を被告として、当時水爆実験が行われたビキニ環礁海域で作業中に被災として労災申請したことを認めなかったことに対して、その取り消しを求める裁判です。

もう一つは、1955年1月に、調査を打ち切り、日米両政府間で200万ドルの見舞金で政治決着を図り、国際法上違法の水爆実験を行ったアメリカに損害賠償を求める権利を奪ったとして、憲法29条(財産権)3項(私有財産は、正当な補償の下に、これを公のためにこれを用ひることができ)を根拠にして、国に損失補償を求める裁判です。被告は国です。

「日弁連の後押し」とヒロシマ「黒い雨」訴訟での勝利判決を力に、全日本民医連はじめ、支援の輪が全国に広がっています。



弁護団の一人が日弁連に働きかけて、ビキニ事件について初めて見解をまとめ、「太平洋・ビキニ環礁における水爆実験で被災した元漁船員らの健康被害に対する救済措置を求める意見書」を日弁連として7月20日に政府に提出しました。そして10月にジュネーブで開催予定の国連人権委員会にも報告する準備を進めています。日弁連の意見書をご希望される方は、橋元までご連絡ください。

みんなが未来を ひろく教育を語る つどい「高知

野村幸司

30数名の方にお集まりいただき、オンライン開催の「つどい」を視聴、その後意見交換を行いました。また全体会終了後は、オンライン開催の障害児教育分科会も視聴、参加しました。



オンライン開催中